

愛知みずほ大学における公的研究費等の 不正防止対策の基本方針

愛知みずほ大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定 平成26年2月18日改正）に基づき、公的研究費等の取扱いについて、適性に運営および管理するために必要な事項を定め、以下の取組を行っています。

- (1) 機関内の責任体制の明確化
 - ・ 最高管理責任者
 - ・ 統括管理責任者
 - ・ コンプライアンス推進責任者/研究倫理教育責任者
- (2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
 - ・ 科学研究費助成事業説明会
 - ・ 行動規範（研究者、職員）
 - ・ コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施
- (3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
 - ・ 公的研究費の不正防止計画
- (4) 研究費の適正な運営・管理活動
 - ・ 職員の納品チェック体制
 - ・ 取引業者との間における契約書徴取
- (5) 情報の伝達を確保する体制の確立
 - ・ 相談窓口、通報・特定不正行為の告発等の受付窓口の設置
- (6) 内部監査体制の整備
 - ・ 内部監査室との連携